

西宮市都市交通会議について

1. 趣旨

近年、西宮市の都市交通をとりまく課題は、鉄道・路線バスをはじめとした公共交通の利用促進や、公共交通不便地域の改善、歩行者環境の改善、鉄道駅舎のバリアフリー化、駅周辺整備など、ハード面・ソフト面の多岐にわたる。西宮市都市交通会議は、これらの課題に対して行政、交通事業者、利用者などの関係者が一体となって取り組むために、交通政策の検討及び地域公共交通に関する協議調整の場として、西宮市が設置するもの。

2. 位置づけ・根拠法令等

既存の西宮市地域公共交通活性化協議会（平成21年～）を以下のとおり機能拡張し、西宮市都市交通会議として再編。

	機能	根拠法令等
1	地域公共交通活性化協議会としての機能	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
2	地域公共交通会議としての機能（新規）	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
3	総合交通戦略策定協議会としての機能（新規）	都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）

3. 会議の目的

総合交通戦略の策定に関する意見聴取（平成25～26年度予定）

- ・ 総合交通戦略（市案）について意見聴取を行う。

総合交通戦略の進捗管理に関する連絡調整（平成27年度～予定）

- ・ 総合交通戦略策定後、事業プログラムの実施について連絡調整を行う。

地域公共交通活性化協議会に関する協議・連絡調整（必要に応じて実施）

- ・ 西宮市地域公共交通総合連携計画（平成21年策定）のPDCAについて意見聴取や連絡調整を行う。
- ・ 各種事業の実施主体として、国の補助金の受け皿組織となる。
- ・ 市や事業者等が国県の支援制度を活用する際、補助要件として必要な関係者間の協議調整を行う。

地域公共交通会議に関する協議・連絡調整（必要に応じて実施）

- ・ コミュニティバス等の運行に関する関係者間の協議調整を行う。

その他西宮市都市交通会議として必要な事業を行う。

(参考)

地域公共交通会議について

【設置目的】

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

【主宰者】

市区町村（複数市区町村共同、都道府県も可）

【構成員】

道路運送法施行規則第9条の3第1項の規定

主宰する市区町村長等、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者、住民及び利用者代表、地方運輸局長、道路管理者、都道府県警察、学識経験者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

地域公共交通活性化協議会について

【設置目的】

地域公共交通活性化協議会は、市区町村が作成する地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）の作成及び実施に関し必要となる事項を協議するため設置するもの。協議会で協議の整った事項については、構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

【運営形態】

協議会は協議組織であるとともに、地域公共交通総合連携計画を実施する組織でもあり、国からの補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の交付対象者としての体裁をととのえ、また補助事業の適切な実施を担保するために、独自の会計を持つ必要があり、事務局設置・運営に関する規則や会計規則も合わせて必要となる。

【主宰者】

市町村

【構成員】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項の規定

地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村、関係する公共交通事業者等・道路管理者・港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者、関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者・学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

総合交通戦略について

【目的】

都市や地域における安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めるため、総合的な交通のあり方や必要な施策に関して施策目標を定め、歩行者、自転車、公共交通等のモード間の連携や、公共交通の利用促進を図るための交通結節点の改善等、地域の知恵を活かした交通行動の転換に結びつけるハード・ソフト両面からの施策・事業を展開するもの。

【策定協議会】

総合交通戦略の策定および展開には、多様な分野・主体との連携が必要不可欠であり、市民をはじめとする関係者全体の理解と協力を得ることが、総合的な交通戦略に基づく取組を円滑に推進し、目標を達成するために極めて重要となるため、地方公共団体は関係機関・団体等から構成される協議会を設置することができる。

【主宰者】

地方公共団体

【構成員】

都市・地域総合交通戦略要綱第2条の規定

地方公共団体、関係機関・団体等、利用者・地域住民の代表その他必要な者